

開催期日 令和3年6月16日

開催場所 中島村役場2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和3年6月16日 午後1時30分
閉 会 令和3年6月16日 午後2時17分
場 所 中島村役場2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について

議案第2号 現況確認証明申請に対する処分について
～第3号

協議事項 中島村農業委員会の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者12名・欠席者0名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱森枝里子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和3年第6回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長（あいさつ）

どうも改めまして皆さんこんにちは。大変お忙しい中、令和3年第6回の中島村農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。

昨日雹が降りまして、当村でも場所によって降ったところと降らなかったところとあったようでございます。当浦原地区なんかはたくさん降りました。最初は少なくて粒も小さかったのですが、そのうちバラバラと音がしはじめまして、うちの嫁は表の車が傷つくから早く車庫の中に入れてと、そんな状況下でございました。とにかく最近の天候はいろいろと多様化と申しますか、とんでもない状況になる場合が多くありまして、本当に皆さんご苦労なさっているのかなと思います。幸いにしてハウス関係は被害がなかったと。先ほどお話があったとおりキュウリとかナスなんかの葉には被害があったのかなと思われま。

今、コロナ禍の問題も叫ばれておりまして、油断のできないような状況下でございます。大変皆さんいろいろなことで苦慮しているのではないかと感じられます。

さて、本日の議事でございますが、議案が3件に加えまして協議事項が1件ございます。どうぞ慎重審議よろしくお願ひ申し上げます。本日は大変ご苦勞様でございます。ありがとうございました。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願ひする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、3番天倉光喜委員、5番水野谷一男委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第8号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番鈴木和宏推進委員

議案第1号受付番号第8号につきまして、6月13日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても、6月13日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番小林均農業委員

議案第1号受付番号第8号につきまして、只今鈴木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また鈴木推進委員と同様に現地についても6月13日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第2号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第4号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第2号受付番号第4号につきまして、本日12時30分より申請人・●●●さん、申請代理人・●●●●さん、円谷会長・水野谷委員・私を含めた農業委員・推進委員3名及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。

申請地の現況につきましては、畑の様相は無く、大部分に木が茂っている状況でした。説明では、昭和62年頃より耕作しておらず、現在に至っているようです。

農地へ復元するための物理的な条件整備が困難であり、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第2号受付番号第4号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、大木推進委員と同様、農地への復元は困難であると判断いたしましたことをご報告いたします。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

——— 全員異議なしの声あり ———

議 長

異議ないものと認め、議案第2号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第3号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第5号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番八代一典推進委員

議案第3号受付番号第5号につきまして、本日12時45分より、申請人・●●●●さん、申請代理人・●●●●さん、円谷会長・天倉委員・私を含めた農業委員・推進委員3名及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。

申請地の現況につきましては、畑の様相は無く、敷砂利が施されている状況でした。説明では、申請人が相続する以前から、隣接している宅地と一体に利用されており、現在に至っているようです。

農地へ復元するための物理的な条件整備が困難であり、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第3号受付番号第5号につきまして、只今八代推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、八代推進委員と同様、非農地であると判断いたしましたことをご報告いたします。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了につき、協議事項に入る旨を宣した。

事 務 局

協議事項として、中島村農業委員会の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明した。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

2番小林均農業委員

0. 7ヘクタール遊休農地が解消とあるが、どの地区で解消したのか？

事 務 局

地区ごとの集計は出していなかったもので、来月総会の際に地区ごとの集計資料を準備いたします。

2番小林均農業委員

もうひとつ、先ほど説明の中にあった助成金について再度詳しく聞かせてもらいたい。

事 務 局

村で実施している「農地流動化推進助成金事業」ですが、新規で認定農業者に対して農地を貸した方、貸し手の方に10アールあたり1万円の助成金を交付するものです。他の要件としましては、貸す農地が農振農用地であること等ありまして、また、昨年度は親子間、お父さんから息子さんへという利用権設定が何件かあったのですが、そういった同一世帯での貸し借りについては交付対象外となっています。

2番小林均農業委員

田畑どちらでも良いのか？交付は一度のみか？

事 務 局

田畑どちらでも該当になります。交付は一度きりなので、過去に交付された農地で貸し借りの更新をかけても、その際は交付されないこととなります。該当する方には毎年2月～3月頃に通知をしています。

5番水野谷一男委員

10年も20年も前に貸していたような人も申請すれば遡ってもらえるのか？

事務局長

遡らないで、初めて貸し借りを設定したその年のみです。農業委員会にかけてそれが初めて貸す土地であれば該当になります。賃借期間が終了して、また別な借り手に貸し、同じ条件で認定農業者であっても、2回目は交付されない

ということになります。

補足ですが、親子間の貸し借りの話で、農業者年金の経営移譲の絡みがある場合、昨年の事例で、息子さんが耕作できなくなって解消したという場合は、中間管理機構を介して貸し付けをすれば、借り手が認定農業者等でなかったとしても、貸し手の年金が変わらないということになります。中間管理機構には経営転換協力金があり、同じく貸し手に交付されますが、貸し手も借り手もお互い委託手数料は発生することになります。

2番小林均農業委員

そういった制度資金についての資料を農業委員に配布してほしい。前に1度ももらったと思うが、当時は委員になったばかりでどういうことなのかよく分からなかった。機械もみんな手放してもう農家をやめて、田畑全部貸すという人が結構いたりする。

事務局長

地域でそういった相談を受けた時には、事務局の方につないでいただければ、そういった方法や協力金等があるか調べます。

議 長

せっかく制度資金があるのなら活用した方が良い。

1番宮本直人委員

新規就農者の要件等についてはホームページに載せていたりするのか？

事務局長

新規就農に該当しそうな人には前年度相談を受けた時に、実際に就農した時には連絡を下さいと直接言っています。まるっきり新規でやるという人は新規就農として分かりやすいんですけども、息子さんがお父さんから受けるという場合が多く、家の中で収入をどう分けるかといった話等が難しく、直接相談してもうらうようにしています。

議 長

その他、質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、(案)を抹消し、中島村農業委員会の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画が決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって、協議事項終了につき、その他に入る旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣し、事務局より説明。

次回の農業委員会総会は、7月15日(木)に役場2階会議室で行う。

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和3年6月16日 午後2時17分